

高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査

(関東管区行政評価局調査実施結果の概要)

『高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査』において、関東管区行政評価局（局長：杉山 茂）は、東日本高速道路株式会社関東支社及び首都高速道路株式会社管内の高速道路の実走やパーキングエリア等の現地調査を行いました。把握した事例の一部が上記通知に反映されています。主な現地事例は、次（次ページ以降）のとおりです。

(連絡先)

総務省 関東管区行政評価局
第二部第1評価監視官 並木 豊

電 話 : 048-600-2328(直通)

F A X : 048-600-2338

E-mail : ynamiki@soumu.go.jp

1 物理的・視覚的な逆走防止対策

- 標識・看板等の老朽化や樹木で隠れているなどにより視認しづらい事例

東関東自動車道 大栄(たいえい)パーキングエリア(下り)



2 一般利用者に対する周知等のあり方

(1) 高速道路における逆走の危険性に係る周知・啓発

- 「目的地を行き過ぎた場合の適切な対処等」を周知しているものが約15%
(サービスエリア等228か所のうち34か所)〔全国〕

⇒ 関東管区行政評価局調査分では、サービスエリア等43か所のうち14か所(約33%)

(2) 一般利用者が逆走車両を発見した場合の通報先の周知等のあり方

- 通報先(110番・#9910)の周知状況

周知の内容	全国		関東	
	か所数	割合	か所数	割合
① #9910のみ周知	51	22.4%	5	11.6%
② 110番と#9910の両方を周知	22	9.6%	5	11.6%
③ 110番と#9910以外を周知	2	0.9%	0	0%
④ 逆走に係る周知はあるが、通報先の周知なし	39	17.1%	7	16.2%
⑤ 逆走に係る周知なし	114	50.0%	26	60.6%

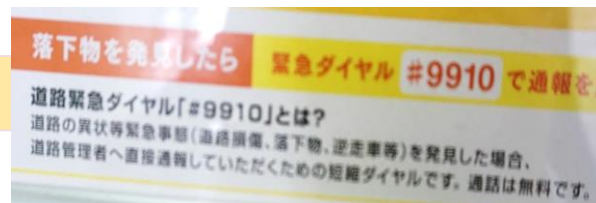
逆走の危険性、逆走車両を発見した場合の通報先の周知の例

○ 逆走車を発見した場合の通報先（#9910）を周知しているポスター例（東北自動車道蓮田SA（上り））

○ 逆走車を発見した場合の通報先の番号（#9910、110番）が周知されていないポスター例（関越自動車道高坂（たかさか）SA（上り））



拡大



3 その他の事例

○ 料金所周囲における逆走防止対策

- 料金所プラザ内での逆走事案に対して料金所プラザの締切り等の対策工事は逆走防止効果が高いと考えられるものの、道路管理者や警察車両が管理事務所から本線に流入するために料金所プラザ内の一部を開放せざるを得ないと考えられる箇所が存在(全国122か所のうち17か所、管内では3か所(常磐道水戸IC、関越道赤城IC,長野道更埴IC))。

このうち、関越道赤城ICでは、開放部付近に大型矢印路面標示以外の注意喚起の対策は無し。

大型矢印路面標示以外の注意喚起がない(関越道赤城IC)



大型矢印路面標示と注意喚起看板を設置(常磐道水戸IC)



【参考資料】本調査の過程で把握された高速道路における逆走防止対策に関連のある課題に関する調査結果

調査結果

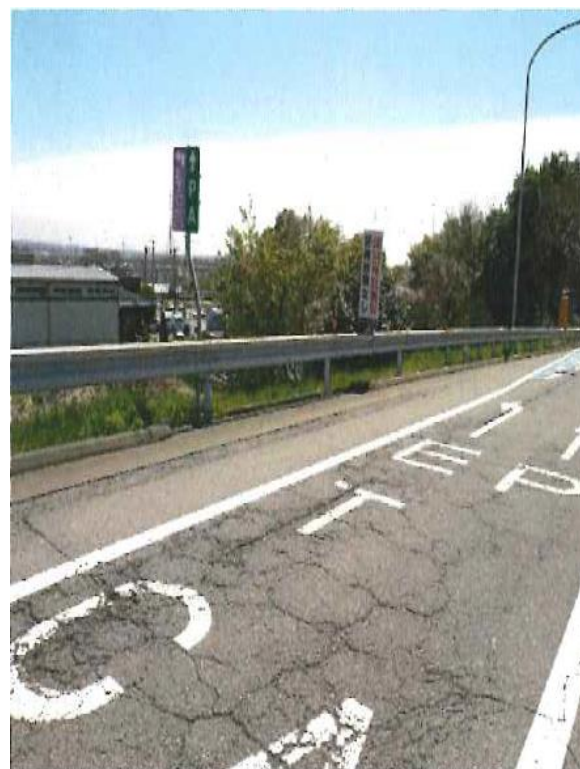
- 休憩施設利用後にスマートICを利用することができない旨の周知等が行われておらず、逆走事案が発生するおそれがある状況

休憩施設流入部に「施設の構造上、休憩施設利用後にスマートICを利用することができない(休憩施設利用後にスマートICを利用すると施設内で逆走となる)」旨の周知が未実施

関越道駒寄(こまよせ)PA(上り)



左側(路面を青く塗装している箇所)が、スマートIC出口方面、コーンより手前がパーキングエリアの駐車場方面



高速道路本線からPAへの流入部(休憩施設利用後にスマートICを利用することができない旨の周知が未実施)